

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

資料 5

1 生産緑地地区の概要

地 区	所 在	面 積	告示日
第 1 9 号	大字藤金字後谷	約0. 2 4 h a (2, 3 7 4 m ²)	平成 4 年 1 2 月 9 日

2 変更内容

(1) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地 区	変更内容	変更理由
第 1 9 号	廃止	生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過したため、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。

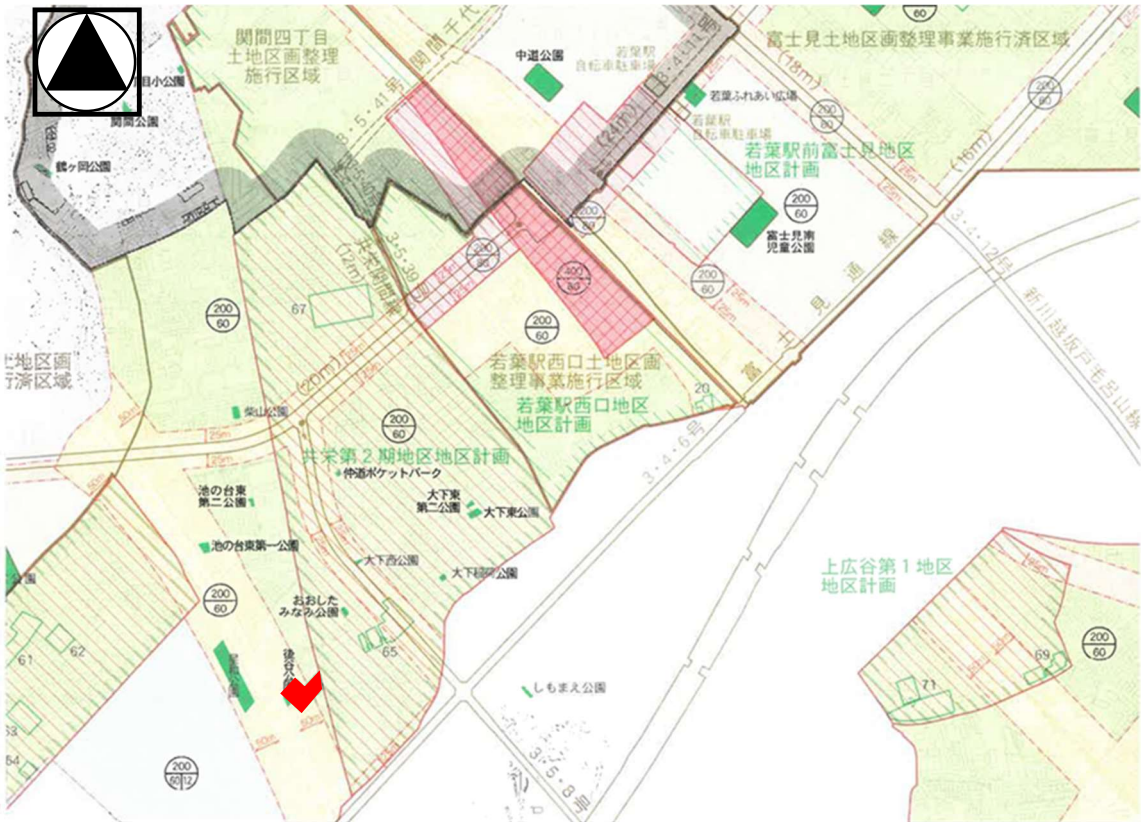
(2) 変更の経緯

年 月 日	内 容
令和6年7月19日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和6年8月9日	所有者に対して買取らない旨を通知 農業委員会に対して斡旋の依頼
令和6年10月19日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

3 都市計画変更の手続き

行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更の手続きについては、令和6年中に行う予定である。

【位置図】



第19号生産緑地地区
赤：行為制限が解除される生産緑地